
SCSKのERPパッケージ「ProActive E²」が 「消費税率改正」「軽減税率」に対応 ～「軽減税率対策補助金」対象～

SCSK株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者:谷原 徹、以下 SCSK)は、2019年10月1日から改正される新消費税率および軽減税率に対応した、ERPパッケージ「ProActive E²」の消費税改正・軽減税率対応プログラムを提供開始しました。

また、このたびSCSKは、軽減税率対策補助金の指定事業者となったため、対象事業者のお客様は、「C-1型 請求書管理システム指定事業者改修・導入型」の補助金を受けることが可能です。

1. 背景

2016年4月の消費税法改正により、2019年10月1日から消費税率の引き上げと軽減税率制度の導入が行われます。これに合わせて、ERPパッケージ「ProActive E²」は、新消費税率および軽減税率制度に対応した消費税改正・軽減税率対応プログラムの提供を開始しました。「ProActive E²」をご利用中で保守契約を締結済みのお客様には、製品保守の一環として、当プログラムを無償で提供します。なお本年4月より、「ProActive E²」をカスタマイズして利用されている一部のお客様には先行して適用しています。

また、SCSKは中小企業・小規模事業者を対象とした消費税軽減税率対策補助金の指定事業者になりました。対象事業者のお客様であれば、新たに「ProActive E²」を導入される場合や、対象となる請求書管理システムを改修される場合に発生する費用のうち、最大150万円の補助金を受けることが可能です。

2. 対応プログラムの概要

「ProActive E²」の消費税関連機能に対しては、以下の法改正対応を実施しております。

●区分記載請求書等保存方式への対応

「請求書」および「支払通知書」を、区分記載請求書等保存方式に対応

- ① 税率(税率と軽減税率)ごとの対象金額を分けて出力
- ② 品目明細ごとに消費税率を表示
- ③ 品目明細の税率欄に記載された印(※)が、軽減税率対象項目であることを表示

●適格請求書等保存方式(インボイス方式)への先行対応

2023年10月1日から適用される「適格請求書等保存方式(インボイス方式)」への先行対応として以下の機能を提供します。

- ① 適格請求書発行事業者登録番号の管理

- ② 請求書への事業者登録番号の表示
- ③ 請求書に記載された品目明細単価の税込・税抜表示
- ④ 請求書の税率別消費税金額表示

●その他の対応機能

- ① 消費税確定申告補助資料の複数税率表示対応
- ② 軽減税率用の税率設定項目および消費税区分項目の追加
- ③ 品目別の消費税区分設定項目の追加
- ④ 品目マスタに設定した消費税区分初期値と伝票に登録された消費税区分の比較チェックリスト
(消費税区分が異なる場合のみリストアップ)
- ⑤ 軽減税率対象の伝票明細一覧

など

3. 提供開始時期

2019年8月8日

「ProActive E²」について

「ProActive E²」は、“ProActive”シリーズの発売開始から26年間で得た豊富な導入実績と業務ノウハウ、そして確かな技術を礎に生み出された、SCSKが開発したERPパッケージです。オンプレミスでのシステム構築だけでなく、SaaSとして月額料金で利用できるなど、最適な利用形態を選択いただけます。

また、連結経営の可視化を実現する「グループ共通システム導入」などの多くの事例を有しています。大きな会計基準の変更や法改正などにタイムリーに対応し、統合されたビジネスプロセス、一元管理されたデータをもとに、迅速な意思決定を実現するための経営を支えるシステム基盤を提供します。

ProActive Web サイト <http://proactive.jp/>

本件に関するお問い合わせ先

<p>【製品・サービスに関するお問い合わせ先】 SCSK株式会社 ProActive 事業本部 TEL:東京:03-6772-9700 名古屋:052-209-7007 大阪:06-6223-6230 福岡:092-472-5800</p>	<p>【報道関係お問い合わせ先】 SCSK株式会社 広報部 山中 TEL:03-5166-1150</p>
--	---

※ 掲載されている製品名、会社名、サービス名はすべて各社の商標または登録商標です。